

令和7年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和7年7月10日（木）午後2時30分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 中 野 栄

2番 根 本 博

3番 三 須 清 一

4番 正 木 善 昭

5番 大 井 栄 一

6番 森 茂

7番 森 田 修

8番 川 村 泉 治

9番 大 炊 三枝子

4. 欠 席 委 員

10番 染 谷 智 毅

5. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次 長 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）について

議案第 4 号 我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 農地法第 18（通知）について

三須清一会長 ただいまから令和7年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

6番 森 茂委員

7番、森田 修委員

よろしくお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第5条について」1件、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）3件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（機構・受け手間契約）11件、議案第4号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求

める。

提出日 令和7年7月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は614平方メートルの所有権を移転するもので、転用事由は太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約400メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

受人は株式会社ES-MIRAIで、渡人は〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板136枚、パワーコンディショナー10台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、必要に応じ土留め等により雨水、土砂が流出しないよう対策します。

また、令和7年5月28日に周知標識を設置しましたが、今のところ特に意見、質問等はありません。

今後意見や問い合わせ等があった場合には、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は20年固定で1キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします

森茂調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

第1調査会で代理人立会いの下、現地で調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり促進計画案について審議を求める。

提出日 令和 7 年 7 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は 29 ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、3 件です。

整理番号 1 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 4,074 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号 2 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,157 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号 3 番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,050 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から議案第 2 号の調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第 2 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番、整理番号 2 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 10.95 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 200 日で、父も 200 日、母が 100 日、姉 2 人が 100 日ずつです。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 0.94 ヘクタールで、農業従事

日数は、本人が年間 300 日です。

トラクター、管理機、農用車を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」、

次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年7月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

資料は29ページになります。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）は11件で、受人の変更に
より再設定するものです。

整理番号1番から11番の受人は同一人のため、整理番号2番から11番は説明を一
部省かせていただきます。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は
3,838平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は認可の公告日から令和13年11月30日までで、借賃は10アール当たり
コシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇字
〇〇〇地先の田4筆、合計面積は13,264平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和13年11月30日までで、借賃は10アール当たり
コシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は
2,878平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和15年2月28日までで、借賃は10アール当たりコ
シヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号4番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田3筆、〇〇地先
の田2筆、合計面積は10,882平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和15年2月28日までで、借賃は10アール当たりコ
シヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号5番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は
2,785平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和11年11月30日までで、借賃は10アール当たり
コシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号 6 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇地先の田 1 筆、面積は 3,003 平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和 15 年 2 月 28 日までで、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号 7 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の田 1 筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 1 筆、〇〇〇地先の田 3 筆、合計面積は 14,926 平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和 15 年 3 月 31 日までで、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号 8 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の田 2 筆、合計面積は 5,899 平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和 15 年 2 月 28 日までで、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号 9 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の田 1 筆、合計面積は 6,294 平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和 15 年 3 月 31 日までで、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号 10 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田 1 筆、面積は 3,022 平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和 15 年 3 月 31 日までで、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ等米〇キログラムです。

整理番号 11 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田 4 筆、合計面積は 9,425 平方メートルです。

借受期間は認可の公告日から令和 11 年 11 月 30 日までで、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ等米〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から議案第 3 号の調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番から整理番号11番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約10.95ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日で、父も200日、母が100日、姉2人が100日ずつです。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

はい。中野栄委員

中野栄委員 賃借料の件で〇キログラムのところと〇キログラムのところがありますが、これは各所有者と相対で決めているので、違いがあるのはしかたないんですかね。

三須清一会長 私からよろしいですか。この地区は私の地元から近いのですが、〇〇〇地区だとだいたい〇キログラムが多いですね。

中野栄委員 あの地域は井戸水ですので、水が良質な事も関係しているんですかね。

三須清一会長 そうですね。また、あの地区で最初に借りた人が〇キログラムだったのでそれが継続していると思われます。

よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第４号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について」審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の９ページをお開きください。

議案第４号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について」この会の意見を求めます。

提出日 令和７年７月１０日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明は片桐主任よりいたします。

片桐圭悟主任 議案資料の３１ページをお開きください。

我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、目標

期間などが令和 7 年 3 月末までとなっていることから、改めて地区内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法について変更するものです。

まず、第 1 の基本的な考え方の後段の見え消し部分、「令和 7 年 3 月末までの目標とし」を削除いたしました。

理由としまして、目標期間が 3 月末までとなっているにも関わらず、実際に変更の手続きが完了するのが、委員改選後の 6 月から 7 月頃が慣例となっており、整合性がとれないことから削除するものです。

次に、第 2 の 1 「遊休農地の解消」の（1）の①及び②の数値の変更です。

①の市内の農地面積については、1,254.5 ヘクタールから 1,253 ヘクタールへ変更しました。

なお、当該数値は、農林水産省の耕地及び作付面積統計における耕地面積と市内の遊休農地面積の合計値となっています。

②の市内の遊休農地面積については、34.5 ヘクタールから 33 ヘクタールへ変更しました。

次に、32 ページをお開きください。

第 2 の 2 「担い手への農地利用集積について」の（1）の②及び③の数値の変更です。

②の農地利用集積の現状については、314.4 ヘクタールから 454 ヘクタールに変更しました。

③の農地利用集積の目標面積（累積）については、365.5 ヘクタールから 547 ヘクタールに変更しました。

次に第 2 の 3 「新規参入について」の（1）の①及び②の数値の変更です。

①新規参入の現状については、22 から 24 経営体に変更しました。

②新規参入経営体の確保の目標（累積）については、29 から 30 経営体に変更しました。

変更箇所については以上です。

なお、当案につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条第 3 項の規定により、指針を変更する場合農地利用最適化推進委員の意見を聴くこととなっていることから、令和 7 年 6 月 10 日開催の我孫子市農地利用最適化推進委員会議において、農地

利用最適化推進委員の意見を聴いた上で案の作成を行いました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第 4 号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

事務局 それでは、報告します。

報告は第 1 号から 3 号までの 3 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、2 件受理しました。

届出事由は、事務所が 1 件、賃貸住宅が 1 件です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、3 件受理しました。

届出事由は、住宅が 3 件です。

報告第 3 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、3 件受理しました。通知の事由は、合意による解約が 3 件です。

以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 3 号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和 7 年第 7 回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。